

交通事故発生事業所に対する交通安全指導の実施要領の制定について

昭和58年3月1日
例規(交企)第7号
警察本部長

[沿革] 平成11年3月例規(警)第12号 平成18年6月例規(交安)第30号
平成19年9月例規(交安)第69号 平成22年3月例規(警)第12号

みだしの要領を次のとおり定め、昭和58年3月1日から実施することとしたので、適正な運用を図られたい。

記

第1 目的

この要領は、交通事故を起こした者が勤務する安全運転管理者選任事業所(未選任事業所を含む。)に対する安全運転管理及び交通安全に関する指導について必要な事項を定め、もつて適正な安全運転管理の徹底及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2 指導の対象となる交通事故

安全運転管理者選任事業所の従業員が、当該事業所の業務に関し車両を運転中、人の死傷を伴う交通事故を起こし、第1当事者(最初に交通事故に関与した車両の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。以下同じ。)となつたとき。ただし、死者を生じた交通事故については業務外のものも含む。

第3 交通事故の発生した場合の措置

- 1 警察署長(以下「署長」という。)及び高速道路交通警察隊長は、前記第2の交通事故が発生したときは、速やかに別記様式1「安全運転管理者選任事業所等の従業員の交通事故発生報告書」により本部長あて報告するものとする(報告は、交通総務課長を経由して行うものとする。以下報告について同じ。)
- 2 交通総務課長は、前記1による報告書の送付を受けた場合で、事故発生場所と当該事業所の所在地を管轄する警察署(以下「署」という。)が異なるときは、当該事業所について安全運転管理者選任届出及び変更の有無等を確認したうえ、当該事業所の所在地を管轄する署長に報告書を送付するものとする。
- 3 署長は、交通総務課長から前記2による送付を受けたとき、又は当該事業所の所在地が管轄区域内にあるときは、速やかに所要の指導を実施し、別記様式2「交通事故発生事業所に対する交通安全指導実施結果報告書」により報告するものとする。

第4 実施方法

- 1 署の交通課幹部が当該事業所を訪問して行うものとする。
- 2 当該交通事故の発生日から10日以内に実施するものとする。ただし、当該事件の捜査上支障となる場合はこの限りではない。
- 3 安全運転管理者又は使用者等に面接して調査、質問及び指導を行うものとする。

第5 署の事務担当者の指定

- 1 報告書の作成、送付等の事務は、交通事故統計原票審査責任者が行うものとする。
- 2 署長は、交通課幹部の中から実施担当者をあらかじめ指定しておくものとする。

第6 留意事項

- 1 地区安全運転管理者協議会と連絡を密に行うものとする。
- 2 安全運転管理上問題があると認められる事業所については、積極的に道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の2の2の規定に基づく、公安委員会に対する「報告・資料提出命令」の上申を行うものとする。
- 3 安全運転管理者又は副安全運転管理者による交通事故事件については、道路交通法第74条の3第6項の規定による「解任命令」の対象となるか否かについても配慮するとともに、対象事案については即報するものとする。
- 4 事業所の従業員が、業務に関して車両を運転中に死者を生じた交通事故を起こし、第1当事者となつた場合において、当該事業所が安全運転管理者未選任であるときは、原則として安全運転

管理者選任義務違反（道路交通法第74条の3第1項、同法第120条第1項第11号の3）として検挙するものとする。

なお、この場合は、事前に報告するものとする。

第7 経過規定

報告は、昭和58年1月1日以後に発生した交通事故についても行うものとする。

「以下別記様式省略」